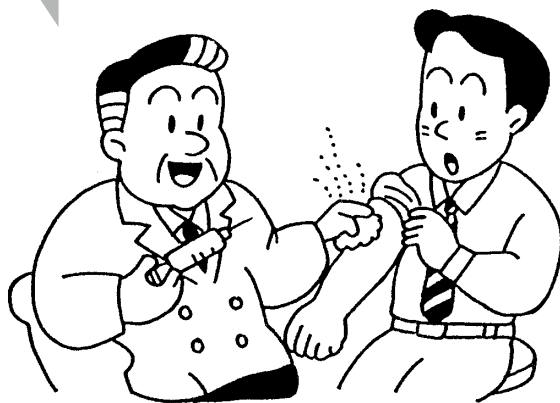


団体医師賠償責任保険 のご案内

診療所の安定経営のために

▶ 診療所向け ◀



団体割引
20%適用

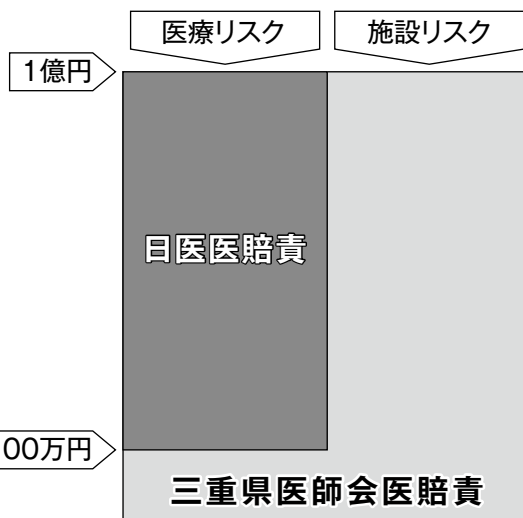
参考

日医の医賠償保険と 三重県医師会の医賠償保険の関連

- 日医の医賠償保険は医療行為の対人事故についてのみ補償するもので、自己負担額が100万円となっています。
- 三重県医師会の医賠償保険は、日医の自己負担額100万円までの部分を補うもので、いわば下支え的な位置付けです。
- 更に、三重県医師会の医賠償保険は『施設事故』(※)も補償されます。

(日医の保険では、施設事故への補償はされません)

※医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故



ご照会・
ご連絡は

〈取扱代理店〉有限会社ミック三重
〒514-0003 津市桜橋2丁目191番4
TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社
〒514-0004 津市栄町3丁目115
TEL 050-3788-6378 FAX 059-226-5165
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

医師賠償責任保険(基本補償)の概要について

この保険は…

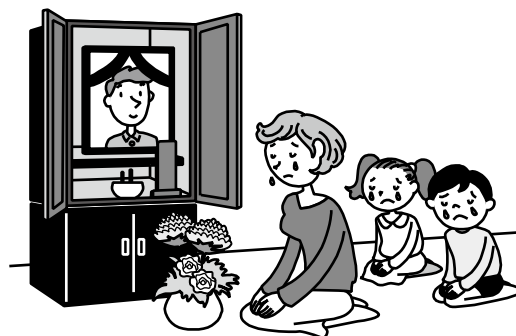
医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。



2本立て

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物損害が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

医師特約条項



医療施設特約条項

医療施設特約条項に関わる主な事故例

- 診療所で出火し入院患者が死亡した!
- 煮沸器の熱湯をこぼし患者がやけどした!
- 待合室等の天井が落下し見舞人がケガをした!
- 診療所の給食で、入院患者が食中毒を起こした!

など

お支払いする保険金は…

1. 医師特約条項

① 法律上の損害賠償金

(治療費、休業損失、慰謝料など)

② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

※ただし、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

2. 医療施設特約条項

① 法律上の損害賠償金

- 身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
- 財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- 人格権侵害事故の場合…慰謝料など

② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

※ただし、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

被保険者(保険の補償を受けられる方)は…

この保険の被保険者は、**医療施設(診療所)の開設者**です。

※ただし、開設者の業務の補助者たる医師(管理者、勤務医等)や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって**開設者が負担する**法律上の賠償責任については補償の対象となります。

※なお、医療施設特約条項については、記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

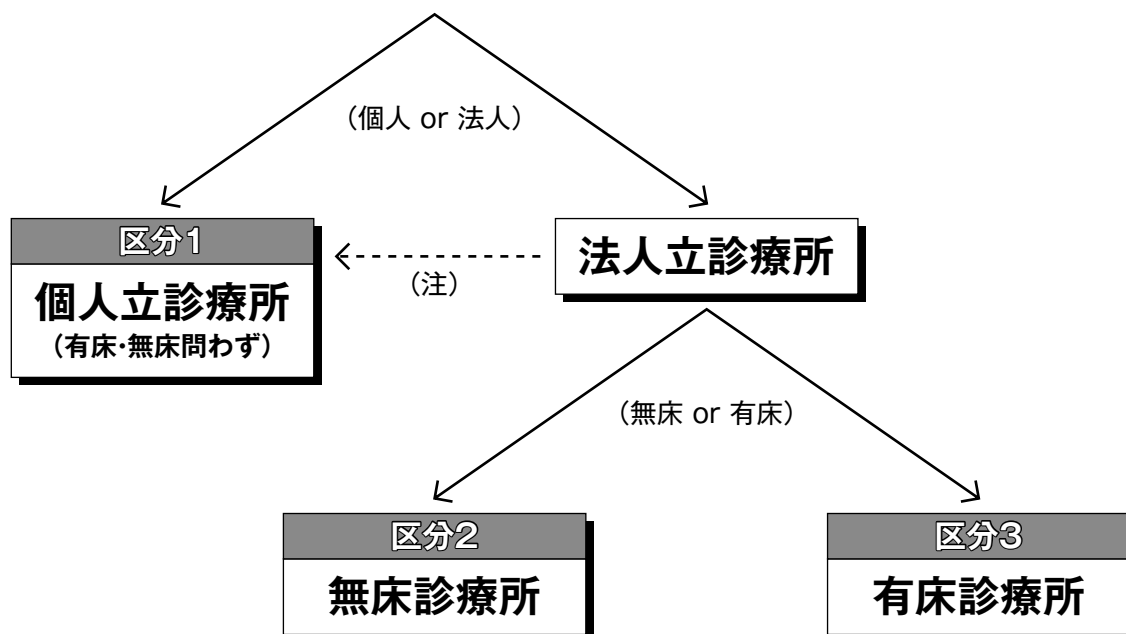
※この保険の加入資格者は三重県医師会の会員であること

団体医師賠償責任保険制度の概要

- 保険期間……2025年 8月15日 午後4時 ～ 2026年 8月15日 午後4時
- 保険契約者…公益社団法人三重県医師会
- 加入対象者…三重県医師会会員の先生
- 保険料収納…ご指定口座からのお振り替え、
または三重県医師会の口座へ振込送金
- 加入手続き…【新規加入の方】
同封の加入申込書にご記入のうえ、下記送付先まで
ご郵送ください。
■送付先：〒514-0003 津市桜橋2-191-4 有限会社ミック三重
- 【すでにご加入の方】
自動継続方式としていますので、前年と同等条件で
継続加入される場合は、手続きは不要です。
脱退または補償の変更をされる場合には、
同封の継続確認書にご記入のうえ、
下記送付先までご郵送ください。
■送付先：〒514-0003 津市桜橋2-191-4 有限会社ミック三重

●一斉募集締切日…2025年 **7月4日（金）** 厳守
※保険期間の中途での加入も随時受け付けています。

ご加入いただく際の区分について



(注)
一人医師医療法人をご経営の先生方へ
「一人医師医療法人」の法人立診療所は、常勤・非常勤医師全員が日本医師会のA会員の状況にかぎって、個人立診療所の区分となります。従って、該当する場合は、“区分1個人立診療所”をご選択ください。

1

基本補償 医師賠償責任保険

個人立・法人立(無床)・法人立(有床)により、保険金額や保険料が異なります。(3区分)

ご加入の際には、どの区分に該当するかご確認ください。

※一人医師医療法人は、個人立とみなされるケースもあります。詳細は前ページの[一人医師医療法人をご経営の先生方へ]をご覧ください。

団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

契約型		保 険 金 額				保 険 料	
		医師特約	医 療 施 設 特 約			1診療所あたり/1年間につき	
		対人 1事故 1年間	対人 1名 1事故	対物 1事故	人格権侵害 (1名) (1事故・期間中)	無床診療所	有床診療所
個人立診療所		100万円 300万円	1億円 2億円	1,000万円		6,896円	
法人立 診療所	C300	3億円 9億円	3億円 30億円	6,000万円	1,000万円 1億円	134,344円	154,704円
	C200	2億円 6億円	2億円 20億円	4,000万円		107,480円	123,760円
	C100	1億円 3億円	1億円 2億円	1,000万円		80,176円	92,368円

2

オプション その1 傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なく、下表のとおりお支払いします。

死亡・後遺障害見舞費用保険金(1名につき)		50万円
入院見舞費用 保険金 (1名につき)	入院期間(※)が31日以上	10万円
	入院期間(※)が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間(※)が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間(※)が7日以内のとき	2万円



(※)事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数となります。同一の事故による入院が複数回ある場合は日数を合算します。

通院見舞費用 保険金 (1名につき)	通院日数(※)が31日以上	5万円
	通院日数(※)が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数(※)が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数(※)が7日以内のとき	1万円

(※)事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数で90日が限度となります。

年間保険料 個人・法人/無床・有床 問わず **1,724円**

団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

3

オプション その2

医療機関受託者賠償責任保険

患者から預かった身の回り品などを不注意により財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金額 **50万円** (自己負担額 5,000円)
 年間保険料 個人・法人／無床・有床 問わず **4,620円**

団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

4

オプション その3

医療従事者賠償責任保険 (包括契約)

医療従事者特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(医療従事者特約条項用)

万が一の『医療従事者の個人責任』に対する備えとなり

貴診療所に勤務される医療従事者の方が安心して業務に専念いただけます。

医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の各法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。(詳細に関しては8ページを参照してください。)



団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

保険金額	1事故	5,000万円	自己負担額	なし
	期間中	1億5,000万円	自己負担額	なし

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
 ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

年間保険料 補償の対象となる方は医療施設に勤務するすべての医療従事者の方
 (過去に勤務していた方を含みます。)

1 一般診療所(1診療所あたり) **358円**

5

オプション その4

(法人立診療所のC200型以上は、基本補償がすでに高額補償プランです。)

医療施設特約条項の補償の高額化プラン

(診療所などで万一 火災事故が発生し、複数の患者が罹災した時等の高額補償への備え)

医療施設特約条項

医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

三重県医師会の医師賠償責任保険の医療施設特約条項の個人立診療所・C100の補償は、対人1事故2億円(1名あたり1億円)対物1事故1,000万円までであり、複数の患者の罹災時には保険金額が不足する可能性があります。

高額補償プラン

保険金額 対人1事故 **20億円** (1名あたり2億円) 対物1事故 **4,000万円**
 年間保険料 増額分 個人・法人／無床・有床 問わず **720円**

団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

勤務医師包括担保追加条項(包括契約)

医師特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(勤務医師包括担保追加条項用)

万が一の『勤務医師の個人責任』に対する備えとなり

貴診療所に勤務される勤務医師の方が安心して業務に専念いただけます。

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

契約型		保 険 金 額			保 険 料	
		医 療 上 の 事 故				
法人立診療所 勤務医 包括特約	50型	5,000万円 1億5,000万円	(医師特約 対人 1事故) (医師特約 対人 1年間)	19,192円		
	100型	1億円 3億円	(医師特約 対人 1事故) (医師特約 対人 1年間)	23,057円		

団体割引20%適用

保険期間1年

一括払

7

オプション その6

医療機関用 団体サイバー保険

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償します。
(万一の場合、被害者への損害賠償だけでなく、事故発生に伴い医療機関が支出した費用も補償)

① 保険の概要

医療機関が業務を遂行する過程で生じた下段に記載の対象事由①～④の発生に起因する次の損害を包括して補償します。

賠償責任 他人の損害

他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

事故発生時の各種対応費用 事故対応に要する諸費用

事故の調査から解決・再発防止までの諸費用の補償

対象事由	概 要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理などに起因する偶然な事由

※緊急時の対応サポートを付帯サービスでご提供します。(一部のプランは付帯されません。)

② 加入対象者

三重県医師会会員（三重県医師会会員が開設者または管理者である医療機関）でかつ「団体医師賠償責任保険」にご加入されていること。（「団体医師賠償責任保険」に未加入の方は「医療機関用サイバー保険（一般）」をご利用ください。）

③ 補償内容

次の損害に対して保険金をお支払いいたします。

対象とする損害	概 要
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用など
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ●事故対応特別費用 ●サイバー攻撃対応費用 ●情報漏えい対応費用 ●法令など対応費用	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関（被保険者）が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人などの出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用など ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用など（注1） ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関（被保険者）が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用などの各種費用 ④事故を医療機関（被保険者）が保険期間中に発見したことにより、医療機関（被保険者）が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関（被保険者）が認識した場合において、それに対応するために医療機関（被保険者）が支出した法令など対応費用

(注1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関（被保険者）が認識した場合にかぎります。

①公的機関からの通報（サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付などを行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）

②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社などからの通報または報告（注2）

(注2) 医療機関（被保険者）が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービスなどからの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関（被保険者）が認識した時以降に調査などを委託した会社からの報告を除きます。

④ 団体サイバー保険の加入タイプと保険料

診療所向け

保険金額・保険料表

タイプ	賠償 保険金額	費用 保険金額	自己 負担額	緊急時 サポート	年間 保険料
—A	100万円	20万円	なし	なし	12,120円
B	1,000万円	500万円	なし	あり	31,480円
C	2,000万円	1,000万円	なし	あり	41,480円
D	3,000万円	2,000万円	なし	あり	47,040円
E	5,000万円	3,000万円	なし	あり	55,990円

Aタイプは廃止

⑤ ご契約にあたってのご注意

次の場合は「医療機関用サイバー保険（一般）」をご利用ください。

①情報漏えいリスクのみ（サイバー攻撃などは入れない）をご希望の場合 ②万一の場合の「喪失利益」や「営業継続費用」の補償もご希望の場合

●このページは概要を説明したものです。詳細は専用の案内パンフレットをご覧ください。

医療従事者賠償責任保険（包括契約）の概要

1 保険の概要

<第1章 医療業務担保条項>

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ①診療放射線技師法（昭和26年法律第226号） | ⑧栄養士法（昭和22年法律第245号） |
| ②臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号） | ⑨歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） |
| ③視能訓練士法（昭和46年法律第64号） | ⑩歯科技工士法（昭和30年法律第168号） |
| ④理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） | ⑪精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） |
| ⑤言語聴覚士法（平成9年法律第132号） | ⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） |
| ⑥臨床工学技士法（昭和62年法律第60号） | ⑬薬剤師法（昭和35年法律第146号） |
| ⑦義肢装具士法（昭和62年法律第61号） | ⑭救急救命士法（平成3年法律第36号） |

- ※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

2 ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所）の開設者

3 被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた人を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4 お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

- ①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
 - ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等
 - ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用 など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5 保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

- 次の事由に起因する損害
 - ①保険契約者・被保険者の故意
 - ②前記法律に違反して行った業務
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
 - ⑤特別な約定により加重された責任
 - ⑥海外での医療行為
 - ⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合。
 - ※初年度契約とは、2004年8月15日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

- 次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件

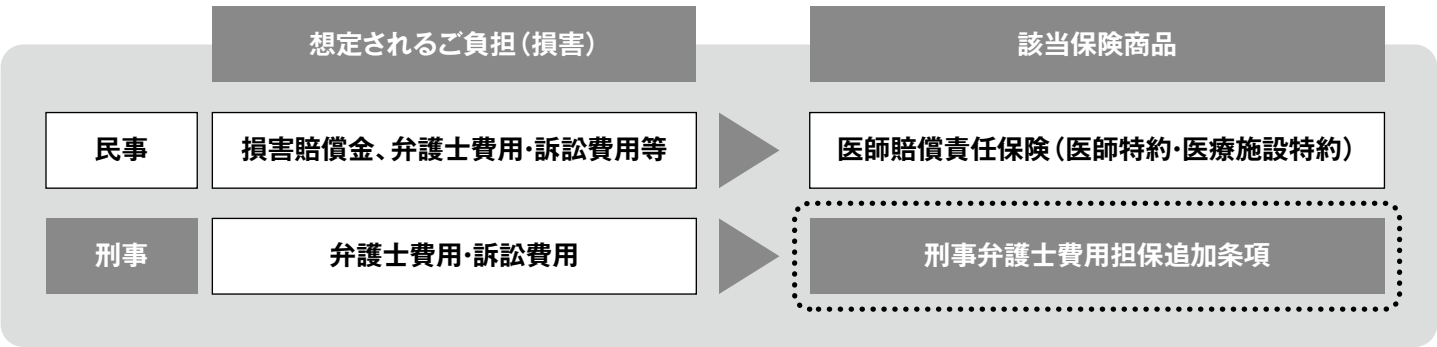
など

6 ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が貴診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

●刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます）。



◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険金をお支払い できない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

ご加入方法

割増保険料なしで
自動セットされます

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

診療所契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

医師賠償責任保険 加入申込書

下記の通り医師賠償責任保険(団体契約)に加入申込みします。

2025年7月1日

フリガナ	514-0003	TEL	059-246-0010
住所	ツシサクラバシ		
医療機関名	津市桜橋二丁目191番4		
フリガナ	ミエ イチロウ	生年月日	50年8月15日
氏名	三重 一郎		

年間保険料 ※該当のところを○で囲み、合計保険料をご記入ください。

基本補償 医師賠償責任保険	区分1 個人立診療所 6,896円	区分2(1億円) 法人立無床診療所 80,176円	区分2(2億円) 法人立無床診療所 107,480円	区分2(3億円) 法人立無床診療所 134,344円
オプション その1 傷害見舞費用担保追加条項	付帯する 1,724円			
オプション その2 医療機関受託者賠償責任保険	付帯する 4,620円			
オプション その3 医療従事者賠償責任保険	付帯する 358円			
オプション その4 医療施設特約条項高額化プラン	付帯する 720円 法人立診療所のC200型以上は、基本補償が既に高額補償プランです。			
オプション その5 (法人立診療所) 勤務医師包括担保追加条項	50型 付帯する 19,192円 100型 付帯する 23,057円			
オプション その6 医療機関用団体サイバー保険	加入 → (加入タイプ) (保険料) 円			
合計保険料	137,239円			
通信欄	他の保険契約 有			

保険料納入方法 ※①②のいずれかを○で囲んでください。

① 銀行口座振替希望(7月4日までに、電話またはFaxにてご連絡ください。) ② 振込送金希望(7月10日までに振込んでください。)

※申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

医師賠償責任保険のあらまし

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。（なお、勤務医契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。）

■医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者が（保険の補償を受けられる方）負担する法律上の賠償責任を補償します。

○賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

■医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。

しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりず。

②刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険（医師特約および勤務医師包括担保追加条項）にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医師特約条項	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（注1）、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注2））をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 （注1） 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 （注2） 損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。（初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉害損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
医療施設特約条項	被保険者が加入者証記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	〈医療施設業務担保条項〉 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりず。 など 〈人格権侵害担保条項〉 ①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

医師賠償責任保険のあらまし(つづき)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害見舞費用担保追加条項	医療施設において、医療施設の利用者(注)が急激かつ偶然な外来の事故(※1)により身体に傷害(※2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用をお支払いします。 ※1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。 ※2 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。 ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。 ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。 (注) 利用者の範囲 医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方を含みません。 ・被保険者(法人の場合は理事、取締役等) およびその者と同居または生計を共にする親族 ・医療施設の業務に従事中的者 ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中的者 ・医療施設に入院中の者	①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など ③被傷者(利用者)の故意または重大な過失 ④被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為 ⑤被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故 ⑥被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑦被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 など
医療機関受託者賠償責任保険	医療機関が患者から預かった受託物(身の回りのもの)を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。 【お支払いする保険金】 ①法律上の損害賠償金 ・受託物の修理費 ・再調達費用(同等の物を新たに購入するために必要な費用) ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)	①被保険者の故意による損害 ②暴動、地震、洪水等の異常災害による損害 ③被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難、詐欺による損害 ④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害 ⑤受託物の自然の消耗が原因で生じた損害(虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。) ⑥屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害 ⑦受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害 ⑧紛失 ⑨受託物を修理・加工したことにより生じた損害 など
刑事弁護士費用担保追加条項	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中的被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など (注) 有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご加入の際にご注意いただくこと

■告知義務(ご契約締結時における注意事項)

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入申込書等の記名内容が正しいか十分にご確認ください。

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入申込書および付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入申込書、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ①被保険者欄
- ②契約種類(リスク区分) 欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③契約種類(リスク区分) 欄について、病院の病床数・病床区分
- ④過去の保険金支払状況

■通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入申込書、付属書類等の記載事項の変更
<例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合

など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入申込書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

●ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■加入者証は保険契約契約満了まで大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

■この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

■医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

■損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

■補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 : 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入の際にご注意いただくこと(つづき)

■2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
*保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

■団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに掲載・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で医師会事務局、取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
(※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

■被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

■損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ①公的機関による捜査や調査結果の照会 | ②専門機関による鑑定結果の照会 |
| ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 | ④日本国外での調査 |
| ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合 | |

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

■保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、ただちに医師会事務局、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

受付時間
平日/午後5時～翌日午前9時
土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)
/24時間

※上記受付時間外は、医師会事務局、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

